

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第三章 労働組合法労働関係調整法の改正

第二節 改正労働組合法の施行状況

一九四九年一二月末日における施行状況は、労働省労政局の発表によれば次の如くである(国家公務員および地方公務員組合、ならびに公共企業体労働組合を除く)。

一、労組法第二条第一号に関して

(イ)利益代表者の排除を既に完了したもの

単位組合 二〇、二三二組合(調査単位組合総数の九一%)

連合団体 一、四五二組合(調査連合団体総数の八八・三%)

(ロ)法に適合する意思を持ち利益代表者の排除について検討中のもの

単位組合 一、九七六組合(調査単位組合総数の八・八%)

連合団体 一九一組合(調査連合団体総数の一一・六%)

(ハ)(ロ)項のうちで現に利益代表者の排除に着手しており、近く排除し終る予定のもの

単位組合 六九六組合(調査単位組合総数の三・一%)

連合団体 五四組合(調査連合団体総数の三・三%)

(ニ)利益代表者を含みながら、排除しない意思を明白に表示したもの

単位組合 三四組合(調査単位組合総数の〇・二%)

組合員数 五、一〇六人(調査単位労働組合員総数の〇・一%)

連合団体 一組合(調査連合団体総数の〇・一%)

組合員数 七六四人(調査連合団体労働組合員総数の〇・〇〇四%)

二、労組法第二条第二号に関して

(イ)使用者からの経理上の援助を既に排除し終った組合

単位組合 二〇、七九二組合(調査単位組合総数の九三・五%)

連合団体 一、五〇六組合(調査連合団体総数の九一・六%)

(ロ)現在経理上の援助をうけているがこれを排除する意思を持ち検討中のもの

単位組合 一、四二八組合(調査単位組合総数の六・四%)

連合団体 一三六組合(調査連合団体総数の八・三%)

(ハ)(ロ)項の中で現に経理上の援助の排除に着手しているもの

単位組合 四六九組合(調査単位組合総数の二・一%)

連合団体 三六組合(調査連合団体総数の二・二%)

(ニ)現在、経理上の援助を受けており、今後もこれを排除する、意思のないことを明白に表示した組合

単位組合 二二組合(調査単位組合総数の〇・一%)

組合員数 四、七三九人(調査単位組合員総数の〇・一%)

連合団体 二組合(調査連合団体総数の〇・一%)

組合員数 五三三組合(調査連合団体組合員総数の〇・〇〇三%)

三、労組法第五条第二項に関して

(イ)第二項の必要記載事項を既に規約に規定したもの

単位組合 一〇、〇四三組合(調査単位組合総数の四五・二%)

連合団体 七七六紹介(調査連合団体総数の四七・二%)

(ロ)必要記載事項を規約に規定する意思を持ち検討中のもの

単位組合 二一、〇八七組合(調査単位組合総数の五四・三%)

連合団体 八三九組合(調査連合団体総数の五・一%)

(ハ)(ロ)項のうちで規約改正につき準備中であり近く改正が実施される予定のもの

単位組合 三、六七四組合(調査単位組合総数の一六・五%)

連合団体 一九九組合(調査連合団体総数の一二・一%)

(ニ)法に適合する規約改正を行う意志なきことを明白に表示した組合

単位組合 一一二組合(調査単位組合総数の〇・五%)

組合員数 一六、五七一人(調査単位組合員総数の〇・四%)

連合団体 二九組合(調査連合団体総数の一・八%)

組合員数 三九七、九一三人(調査連合団体組合員総数の二・四%)

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
